「分収造林事業の経営改善計画」における 「長期収支試算の見直し」にかかる報告書

平成23年2月

分収造林事業の経営改善に関する検討会

目	次
_	317
	<i>/</i> /

はし	じめに	•	(4)		1
1	長期収支試算見直しの背景	•	٠		2
2	今後の長期収支試算の見直し状況		3181		3
3	国等への支援要請	ř	•	ì	4
4	林業公社の今後の課題	/ ·	•		5
5	おわりに				5
6	報告書の概要版(別紙)		•	ě	7

(参考)

検討会による検証と評価の概要 (H22, 3, 25 開催) 規約、委員名簿 検討会の開催状況

はじめに

分収造林事業の経営改善については、平成17年2月に「分収造林事業の 経営改善に関する検討会」で取りまとめた経営改善計画の中で、経営改善に 向けた具体的な取組みとして、

- 1 公社の経費削減等の徹底
- 2 分収比率の見直し
- 3 支払利息の軽減

について、今後積極的に講じていく必要があるとされた。

石川県林業公社(以下「公社」という。)においては、その提言を踏まえて、平成17年度から経営改善に向けた取組みを進めてきており、特に、分収比率の見直しについては、土地所有者にご理解を得ながら交渉を進め、平成21年度末時点で、全面積13,731~クタールの24.8パーセントに当たる3,406~クタールについて変更契約を完了している。

公社としては、経営改善計画に基づき様々な対策を講じてきているが、この計画も策定されてから既に約5年が経過し、この間、経営改善計画を策定した時点には想定し得なかった大きな環境の変化も見られるところである。

このため、本検討会としては、経営改善計画の実行状況の検証と評価を踏まえ、長期収支試算の見直しを行った結果をもとに「分収造林事業の経営改善計画における長期収支試算の見直し」として取りまとめたところである。

平成23年2月4日

分収造林事業の経営改善に関する検討会 委員長 小 林 雅 裕 委 員 一 同

1 長期収支試算見直しの背景

公社の経営の見通しについては、国産の木材価格が長期低迷していることから依然として厳しい状況にある。

公社においては、森林のもつ多面的機能の発揮を確保していくため、持続可能な林業経営と多様で健全な森づくりを進めることが重要性を増す中で、分収比率の見直しなど経営改善に向けて積極的に取り組んでいるところであり、公社を取り巻く近年の林業情勢にもいろいろと変化が生じてきている。

(1) プロセッサやフォワーダなどの高性能な林業機械の導入が著しく進み、これらの機械を用いた生産システムが定着してきた結果、石川県の1人1日当たりの生産量は、平成12年度の1.2m3/人日が平成18年度には5.0m3/人日へと約4.2倍に向上した。

このことは、今後、木材生産費の低減に大きく寄与することになると 認識している。

(2) 従来は借入によって行っていた路網整備や間伐などの森林整備を高率の補助事業として実施している。

このことは、将来、伐採収益を得る段階において、伐採及び搬出コストの大幅な軽減につながるものと考えている。

(3) 県内合板工場における原木入荷先は、外材から国産材・県産材へとシ フトする中にあって、平成21年度には県産材が3万1千m3と増加して いる。

また、合板製造機械の性能が向上したため、現在では、丸太を鉛筆の 太さまで剥いていくことが可能となり、その結果、従来は山に捨てられ ていた曲がり材や細い木材でも有効利用できるようになってきた。

このことは、これからの県産材の需要拡大につながるものと期待している。

(4) 従来、樹木は約60年生程度で、ほぼ生育が止まるのではないかと言 われていたが、林業試験場の調査研究の結果、県内の林齢の高い森林に おいても生長を続けていることが明らかになった。

このことから、長伐期施業により80年育成して伐採することとすれば、木材の生産量もそれなりに増えることが確認されたところである。

このように、県産材の需要の面や公社にとって有利な国の制度も充実してきており、改善計画を策定した時点には想定し得なかった大きな環境の変化が見られることや、この計画も策定されてから既に約5年が経過したことから、長期収支試算の見直しを進めることとしたものである。

2 今後の長期収支試算の見直し状況

平成17年2月に策定された「分収造林事業の経営改善計画」の中での長期収支見通しにおいては、当時の木材価格が続き、かつ、今後特別の経営改善策を講じないとした場合は、最終的に約615億円の欠損が見込まれ、支出の大半を占める利子の軽減が喫緊の課題であるとされたところである。

今回の長期収支試算の見直しにおいては、まず、平成21年度までの5年間になされた取組みの効果について試算を行った。

県の支援による利子の軽減、枝打ち方法の見直し等施業の効率化等による事業費の見直しや管理費等の削減を基に試算し、平成17年2月の試算と比較したところ、平成87年には約396億円の欠損が見込まれるとされ、収支が約219億円改善したことが確認された。

更に、今後の取組みとして、

- ・分収比率の見直しによる契約変更の着実な実施、
- ・有利な補助金の活用による公社負担の軽減や新規借入金の抑制、
- ・さらに、伐採収入が得られるまでの間、民間金融機関からの借入の償還にあたり、効率的なつなぎ資金を調達(例えば、県からの無利子貸付)することができれば、支払利息の大幅な軽減が図られることから、

これらを踏まえて試算すると、長期収支はほぼ均衡し、長期的に経営改善の方向性が見えてくる。

(長期収支試算見直しの要因は、P7、8に記載)

3 国、県への支援要請等

分収造林事業に対して、県はこれまでも事業費への補助、無利子貸付等 様々な支援をしてきているところである。

前述のとおり、今回の長期収支試算においては、分収比率の見直しを行い、さらに、伐採収入が得られるまでの間、例えばつなぎ資金として県の支援が得られるならば支払利息の大幅な軽減が可能となり、最終的には、長期収支に改善の方向性が見えてくる。

また、県が公社への支援を更に強力に推し進めることが公社の経営改善に大きく影響するところであり、今後とも県と公社の連携した取組みが必要と考えている。

一方、国においては、「森林・林業再生プラン」を策定中であり、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換することを基本に検討を進めている。

このほど公表された国の「森林林業の再生に向けた改革の姿(中間取りまとめ)」によれば、建築物等への木材利用については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年5月26日法律第36号)に基づき、国が設置する低層の公共建築物については、原則全て木造化を図ることとされている。

更に、国が、10年後に木材自給率50%の達成を目指し、需要者ニーズに応じた木材の安定供給の実現と木材に固定された炭素を長期間にわたって貯蔵し、地球温暖化防止機能を最大限発揮させるため、建築物以外にも利用範囲を拡大させるよう検討を進めている。

このような中で、県内の人工林資源の14%を占める森林を管理する公社においては、森林を健全な姿で育成していくとともに、将来の生産コストの低減につながる路網整備が継続できるよう、今後とも国に対し、

- ・いわゆる高率補助事業など、公社の経営改善に直接つながる事業の継続
- ・(株)日本政策金融公庫の既往債務について、立木伐採時期より先に償還期限が到来することから、新たな資金制度の創設とそれに伴い必要となる利子負担の軽減など、制度の更なる充実

について、県を通じ関係都道府県や、全国の関係機関とも連携して、更なる公社の支援策の提案や要請を行うことが必要である。

4 林業公社の今後の課題

公社は、平成17年2月にまとめられた「分収造林事業の経営改善計画」の中で示された、経費削減等の徹底、分収比率の見直し、支払利息の軽減の改善策について、積極的に取り組んできたところである。

最も重要な取組みのひとつである「分収比率の見直し」については、土地所有者の持分の譲渡を受けるものであり、何度も足を運ぶなど粘り強く説明し、十分理解を得て契約変更を進めることが重要である。また、今後は、地元にいない所有者と交渉するケースも増してくると考えられることから、公社をあげて精力的かつ粘り強く交渉を進める必要がある。

また、県内合板工場での県産材の需要拡大や高性能林業機械の普及による木材生産コストの低減など、公社を取り巻く近年の林業情勢を踏まえ、利用間伐を推進して収入増加につなげると同時に、森林の適正な管理に努め、また、将来の伐採搬出経費の軽減に資するよう補助金制度を活用した林内路網の整備を着実に進めていくことが重要である。

特に、将来の主伐に備えた路網の充実は、年間を通じて低コストで安定的に木材を供給するための基盤づくりとなるものであり、今後とも県と連携して整備を進める必要がある。

なお、将来的な課題として、主伐木の販売にあたっては、長期にわたり 安定的に供給できることが重要な要素であり、供給体制の整備や販売先、 販売方法などについて検討することが必要である。

さらに、企業等が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な場合について、他の場所で実現した排出削減量等を購入することにより相殺する「カーボン・オフセット」については、国内における信頼性の高い認証制度を目指した「オフセット・クレジット(J-VER)制度」が平成20年11月より開始されたところであり、公社においても取組が可能なものについて、新たな収入策として検討する必要がある。

5 おわりに

本検討会は、平成14年12月に策定された石川県新行財政改革大綱において課題とされた公社の分収造林事業の経営改善計画策定のため、平成15年7月に設置され、平成17年2月に「分収造林事業の経営改善計画」を策定したところである。

本検討会が策定した経営改善計画で提言された改善策について、公社では積極的に取り組んできており、分収比率の見直しなどを内容とする契約変更の進捗など、これまでの取組みに対し、その経営改善には一定の効果が認められたところである。

今回、経営改善計画策定後、5年を経過したことなどから、長期収支試算の見直しを進めたところであるが、5カ年間の取り組み状況や公社を取り巻く経営環境の変化などについて議論を進める中で、市中銀行等の支払利子の軽減が大きな課題のひとつであり、伐採収入が見込まれるまでの間、効率的なつなぎ資金を調達することができれば長期収支がほぼ均衡することとなるが、早期の対応が重要であることなどが議論されたところである。

公社においては、これまで進めてきた経営改善策の更なる取組が求められているところであり、引き続き、県の支援を受ける上においても、特に分収比率の見直しについては、今後とも土地所有者の理解を得ながら着実かつ早急に実行することが重要である。

「分収造林事業の経営改善に関する検討会」の結果について

経営改善計画の取り組み

平成17年2月の経営改善計画策定時 における長期収支試算

長期借入金残高 (平成15年度末)

公 庫 240億円)

市中銀行 187億円 計 550億円

石川県 123億円

平成87年度の収支見込み額 特段の取り組みをしなかった場合 ▲615億円

過去5年間(平成17年度から21年度) の取組を踏まえた経営改善状況

> 平成17年2月の改善計画における 改善前の収支見込み ▲ 6 1 5億円

- (1) 公社の経費削減等の徹底
- ① 事業執行体制の見直しによる 管理費等の削減
- ② 保育施業の効率化

改善効果額 18億円

+

(2)支払利息の軽減

- ① 県からの借入による公庫資金の繰上償還と低金利資金への借換
- ② 市中金融機関への元利償還の一部 を県からの借入により実施
- ③(1)の保育施業の効率化に伴う 事業費の減による新規借入の抑制

改善効果額 201億円

П

5 カ年の取り組みによる改善効果額 2 1 9 億円

長期収支試算の見直しの背景

(1) 高性能林業機械の導入による 低コストでの素材生産システムの定着

労働生産性が向上 (H12) 1.2 → (H18) 5.0 m3/人日 1人当たりの生産量が4.2倍に増加



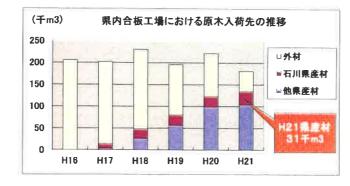
高性能林業機械の導入状況(台)

機械名	H13	H16	H21
ブロセッサ	2	4	10
ハーベスタ	1	1	3
スイングヤーダ	7	11	11
フォワーダ	1	5	12
ā†	11	21	36

(2) 森林整備・林業活性化基金事業の活用

林業公社において、路網整備等を積極的に実施 (H21~H23) (H16) 2 7.5 → (H21) 4 6.4 → (H23見込) 5 0.6 m/ha

(3) 合板用国産材原木需要の拡大と低質材の商品化 外材から国産材への原料転換が加速化



(4) 長伐期施業に関する調査研究の進展

80年生の林分材積 (H16)718 → (H21)853 m3/ha

今後の経営改善への対応等

<これまで5年間の取組による改善後の収支見込み>
▲396億円

(1) 分収比率見直しの着実な取組(H28完了予定)→ 平成25年3月末見込 9,721ha(進捗率:70.8%)

(2) 事業・事務の更なる経費削減の徹底

(3) 国等への支援要請

更

な

る

改

蕃

長

期

収

支

試

算

0

見

直

L

- 高率補助事業(森林整備・林業活性化基金事業)の継続
- ②(株)日本政策金融公庫の既柱價務について、償還期限が立木伐採時期より先に到来することから、 新たな資金制度を創設
- ③ 民間金融機関からの借入に係る利払いの軽減 (伐採収入が得られるまでの間無利子のつなぎ資金で手当て)

<社会情勢の変化等を踏まえた長期収支試算の要因と効果額>

① 木材価格の減

② 分収比率の見直し

③ 木材生産経費の削減

→ 路網整備の促進、高性能林業機械の導入

④ 木材材積見込み量の増

→ 合板分野で使用量拡大

⑤ その他経費の削減

計

約400億円

158億円

検討会における 長期収支試算 の見直し結果

長期的に見て経営が改善する

7

(参考)

平成17年度から平成21年度までの経営改善の取組について、平成22年3月25日の検討会において、検証と評価を頂いた。結果は次のとおりである。

(1) 林業公社の経費削減等の徹底については、事業執行体制の見直しによる 管理費等の削減や業務の効率化を図り、職員を10名削減するなど、職員 数の削減と業務の効率化を進めてきたことは評価できる。

今後の業務に支障をきたさぬよう見極めながら適正な人員による更なる業務の効率化を推進すること。

また、保育施業の効率化と有利な補助事業の導入による経費の削減により、公庫資金の新規借入の圧縮や新規の借入を抑制するため、効率的な施業に努めるとともに有利な高率補助事業を最大限に活用したことは評価できる。引き続き、基金事業等を最大限に活用して新規借入の抑制に努めること。

(2)分収比率の見直しについては、林業公社の経営改善にとって重要な取組みであり、3年間で全体の25%について分収比率見直しを済ませたことはそれなりに評価できる。

しかし、まだ75%が残っており、できるだけ早く分収比率見直しを 完了するよう公社が一丸をなって取り組むべきである。

(分収比率の見直し状況 (13,731ha のうち 3,406ha で 24.8%)

県、市町、森林組合(9:1) 198ha

一般土地所有者

3, 208ha

現行(公社6:所有者4)から 今後(最大で公社8:所有者2))

(3) 支払い利息の軽減については、借入金の支払い利息を軽減することは、公社の経営改善にとって最も重要な課題であるが、伐採時期が到来するまでの間は公社自らが解決できる問題ではなく、県や国の支援が必要である。このため、県との連携を更に強化するとともに、今後の有利子負債の借入を抑制するよう努力されたい。

(4) まとめ

検証と評価を踏まえた検討会からの意見は、「分収造林事業の経営改善計画」の取組については、一定の成果があったことを認める。」 とされ、さらに、

- ①これまでの改善計画に基づく取り組み成果を踏まえ、今後、林業公社としてさらに取組むべき課題の整理とその推進方策について検討すること。
- ②各県の林業公社の取り組みを踏まえて、石川県における支援のあり方等 について検討すること。
- ③林業公社を取り巻く環境の大きな変化に対応した、将来収支見込み額の 見直しを行うこと。
- の三点が附帯意見として付されたところである。

分収造林事業の経営改善に関する検討会設置要領

(目 的)

第1条 財団法人石川県林業公社(以下「公社」という。)の分収造林事業の見直しに向けた経営改善計画の策定に当たり、森林整備のあり方や分収林の 経営管理のあり方等を検討するため、分収造林事業の経営改善に関する検討 会(以下「検討会」という。)を置く。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。
 - (1)公的な関与による森林整備のあり方に関する事項
 - (2) 公社の分収造林事業のあり方に関する事項
 - (3) 講ずべき対策に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(委 員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者等及び行政職員のうちから、公社理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

(ワーキングチーム)

- 第4条 検討会にワーキングチームを置く。
 - 2 ワーキングチームの運営については、理事長が別に定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年間とする。

(会 議)

- 第6条 検討会は、理事長が招集する。
 - 2 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。
 - 3 座長に事故ある時は、座長が予め指名した委員がこれに当たる。
 - 4 理事長又は座長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局を公社企画経営課に置く。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、理事長が検討会に諮って別に定める。

付 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

分収造林事業の経営改善に関する検討会 委員名簿

	氏	:	名	役 職 名	摘要
有	JII	光	造	石川県森林組合連合会会長	ワーキング
木	場	正	彦	(協) 能登木材総合センター専務	
小	林	雅	裕	石川県立大学教授	座長
神		亮	-	(社) 県木造住宅協会副会長	(ワーキング)
前	越	康	隆	学識経験者	ワーキング
増	江	博	夫	金沢木材協同組合理事	ワーキング
水	上	誠	子	ダートコーヒー(株)代表取締役会長	
道	場	義	継	南加賀木材協同組合理事長	
宮	Ш	昌	江	(株)シーピーユー代表取締役	
宮	崎	文 (5	夫 0 音順)	公認会計士	ワーキング
 《行政委	[員》				
西	口	寿	_	県農林水産部次長兼企画調整室長	ワーキング
巾巾	П	茂	範	県農林水産部林業担当次長	ワーキング
巾	本		樹	県商工労働部経営支援課長	
朝	田	泰	司	県農林水産部森林管理課長	ワーキング

検討会等の開催状況

<ワーキングチーム会議>

回数	時期	検討内容
第1回	平成22年6月4日 県庁会議室	○「分収造林事業の経営改善計画」に かかる長期収支試算の見直しについて ・長期収支試算見直しの背景 ・H17,2の長期収支試算の改善状況 ・長期収支尾試算見直し要件の整理 ・全国公社の状況
第2回	平成22年7月2日 県庁会議室	○新たな長期収支試算(案)について

<検討会>

回数	時期	検討内容
第1回	平成22年9月1日 県庁会議室	○長期収支試算見直しの背景と経営改善 状況について○新たな長期収支試算の見直し(案)について
第2回	平成23年2月4日 県庁会議室	○「分収造林事業の経営改善計画」にかかる長期収支試算の見直し報告書(案)について